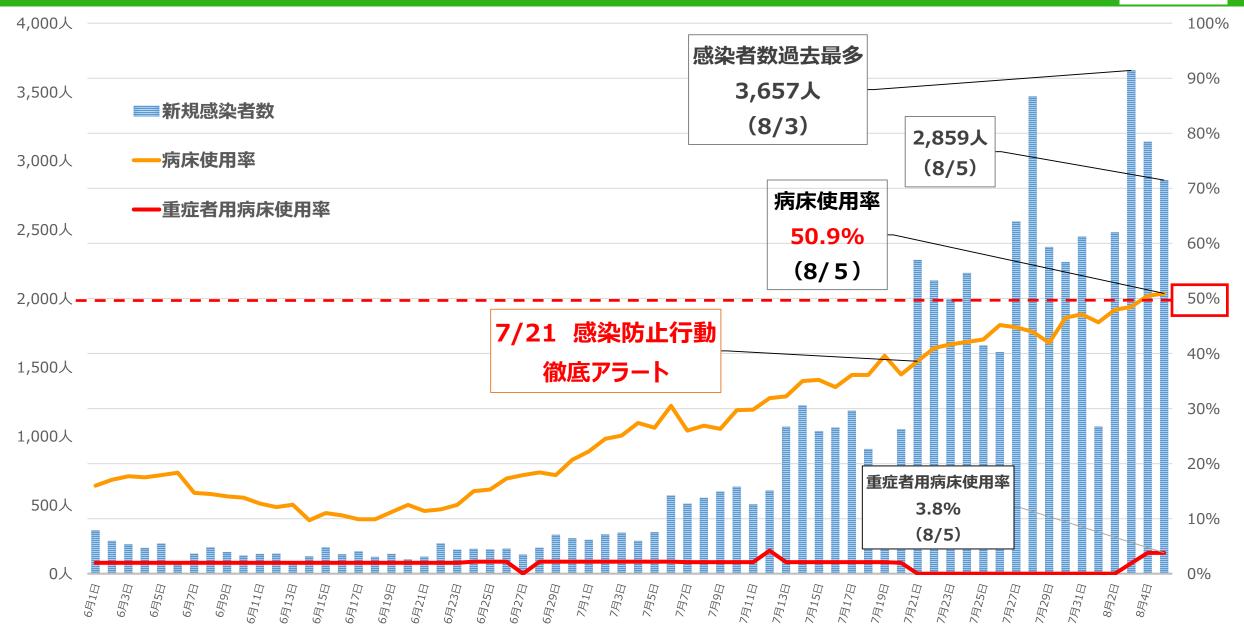
三重県 新型コロナウイルス感染症 感染状況







三重県

BA. 5 対策強化宣言

令和4年8月5日(金)~8月21日(日)

高齢者等に感染を拡げない

高齢者自身、若い世代も含む周囲の方も 感染防止対策を徹底

みえコロナガード(MCG)に基づく対応

検査体制

- ·8月5日~18日 臨時検査拠点の設置 (近鉄四日市駅、宇治山田駅)
- ・発熱外来受診の代わりとなる、有症状者への抗原定性検査キットの配布、陽性者登録等 (8月10日から運用開始)

ワクチン接種体制

- ・県営集団接種会場の日程追加を検討
- ・武田社ワクチン(ノババックス)接種日程の追加(8月18日~9月22日まで毎週木曜)

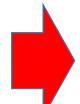
みえコロナガード(MCG)に基づく対応

医療提供体制

- ・緊急的な病床の確保(558床、うち重症者用病床52床)
- ・臨時応急処置施設の開設(津市)【8月4日~】
- ・回復患者の受入体制の確保
 - 後方支援病院:48病院 介護老人保健施設:49施設
- ・宿泊療養施設の運用(4施設496室)

・高齢者施設等での感染拡大防止

定員が多く大規模感染につながることが懸念される 施設への集中的訪問等による検査の強い推奨



→ 訪問:83施設

▼ 雷話・文書による依頼:299施設

・保健所への応援体制

応援職員リスト(約350名)による迅速な応援 外部人材も活用(8月4日時点:54名 更に増員予定)

県民の皆様へ



〇基本的な感染防止対策の再徹底

<特措法第24条第9項に基づく協力要請>

- ・エアコン使用時も含め換気の徹底
- ・家庭内も含め高齢者等と会う際はマスク着用などの対策
- 〇ワクチン接種機会の積極的活用
 - ・高齢者等の4回目、3回目まで未接種の方の接種
 - •特に高齢者と同居している方や帰省等の場合
- 〇検査の活用
 - ・帰省等で高齢者等と会う場合 等

県民の皆様へ



- 〇感染リスクの高い行動への対策<特措法第24条第9項に基づく協力要請>
 - ・高齢者や基礎疾患をお持ちの方、その同居家族等
 - ➡ 感染リスクに注意して行動

若い世代も含め すべての世代でも注意

- 〇会食時の対策
 - ・「マスク会食」「黙食」の徹底 <特措法第24条第9項に基づく協力要請>
 - ・換気等の対策が徹底された店舗を利用
- 〇医療機関の適切な受診 <特措法第24条第9項に基づ協力要請>
 - ・救急外来や救急車の利用
 - →検査·診断目的の利用は控え、真に必要な場合に
 - ・診療・検査医療機関受診の代わりに抗原定性検査キットを活用っ

事業者の皆様へ



- 〇<u>人が集まる場所</u>における感染防止対策の徹底
 - <特措法第24条第9項に基づく協力要請>
 - ・効果的な換気・入場者のマスク着用の周知 等
- 〇感染症に対応した事業継続の取組
 - ・テレワークの推進等
- 〇高齢者施設、学校・保育所等における対策
 - ・社会的検査の積極的活用 等
- 〇飲食店における対策
 - ・十分な換気、座席間隔の確保等 対策を店舗に表示

